

2024年度 阪神高速若手研究者助成基金 研究助成 募集要領

阪神高速若手研究者助成基金(以下「当基金」といいます。)(※1)は、以下の研究に対して助成金を支給します。助成金の支給を希望される方は、本募集要領にしたがって応募してください。

※1 当基金は、阪神高速道路株式会社、一般財団法人阪神高速先進技術研究所及び一般財団法人阪神高速地域交流センター(以下「阪神高速道路㈱等」といいます。)の拠出によるものです。

1. 目的

都市の高速道路(以下「都市高速道路」といいます。)に関連する分野における若手研究者の育成に寄与することをもって、阪神高速道路を利用されるお客さまの安全・安心・快適の実現や、豊かで持続可能な社会を実現するための環境・社会問題を解決し未来の地域・社会の発展に資することを目的とします。

2. 対象とする研究

都市高速道路に関連する社会的、経済的又は技術的な研究とします。(※2~4)

※2 「社会的、経済的又は技術的な研究」の例

有料道路制度、経営管理、経済効果、利用者サービス、道路・休憩施設の利活用、環境、カーボンニュートラル、景観、防災、道路建設・維持管理技術、長寿命化、道路情報サービス、道路交通技術、DX、自動運転、AIの利活用、スマートシティに関する研究 等

※3 内容が既に発表がなされた研究でないこと及び既に発表された研究から容易に導き出せるものでないことを条件とします。

※4 複数の研究テーマについて同時に応募することも可能ですが、助成金の支給対象となるのは1名(共同研究の場合は、1研究グループ)あたり1件に限られます。

3. 応募資格

以下のいずれの要件も満たす者とします。

- 一 2024年4月1日時点で45歳以下である者
- 二 応募日時点で、大学又は高等専門学校における准教授、助教又はポスト・ドクター等の職にあるもの

※5 当基金以外の機関(以下「他機関」と言います。)から助成を受けた研究について応募することも可能としますが、応募者の責任で助成を受ける他機関の了承を得るものとし、基金からの助成金の使途が他機関からの助成金の使途と重複しないことを条件とします。

※6 過去に当基金の助成を受けられた若手研究者も、「2. 対象とする研究」及び「3. 応募資格」に定める要件を満たせば、再度、応募することができます。

4. 助成金の額

「5. 助成金の支給対象期間」の研究に要する費用として、1件の研究につき150万円を上限として、研究に必要な額を助成します。

※7 本募集要領に基づき基金が支給する助成金の額の合計は、600万円が上限となっています。

5. 助成金の支給対象期間

2024年10月1日から2026年3月31日までの18か月間とします。

6. 応募方法

応募申請書(様式1)に必要事項を記載の上、「7. 募集期間」内に基金の事務局宛に郵送(1部)またはEメールにて提出してください。郵送の場合は、募集期間末日の消印有効とします。Eメールの場合は、PDFファイルに変換の上、送信してください。

7. 募集期間

2024年5月24日(金)～2024年7月19日(金)までとします。なお、Eメールの場合は募集期間末日の17時00分までとし、郵送の場合は募集期間末日の消印有効とします。

8. 助成対象者の選定

応募申請書の内容をもとに、問題意識、斬新性、確実性(研究の遂行)、公益性、発展可能性などに着目し、基金に設置する選定委員会にて審議の上、選定します。

9. 選定結果の通知等

2024年9月中旬(予定)に研究助成決定通知書(様式2)にて応募者に選定結果を通知するとともに、対象とする研究について阪神高速道路(株)等の各ホームページへ掲載します。

10. 助成金の支給方法

助成対象者は、研究助成決定通知書(様式2)の受領後、2024年10月10日(木)までに到着するよう助成金振込先通知書(様式3)を基金事務局(本募集要領第18を参照。以下同じ。)あて郵送により提出してください。助成金振込先通知書(様式3)の受領後、記載の口座に助成金を振り込みます。

※8 助成金振込先通知書(様式3)に記載する口座名義は、研究者の個人名義ではなく、必ず、大学(高等専門学校)の助成金振込口座を記入してください。なお、研究者の個人名義の口座を記入して提出された場合、本募集要項15第二号に該当するものとして、助成の決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

11. 助成金の使途

①人件費・謝金、②備品・消耗品費、③印刷・製本費、④調査費、⑤旅費・交通費、⑥通信費、⑦借料・損料、⑧その他とします。詳細については、応募申請書(様式1)をご覧ください。

※9 具体の使途によっては研究に要する費用とみなされない場合がありますので、不明な際には基金事務局へお問い合わせください。

12. 研究成果の報告

研究成果は、「5. 助成金の支給対象期間」終了後1か月以内に研究概要書(様式4)、研究報告書(様式は任意とします。)及び収支報告書(様式5)を作成し、基金事務局に各1部ずつ提出してください。

また、研究発表会(2026年6月開催予定)において、研究成果を報告していただきます。

- ※10 助成金の支給対象期間の途中で、研究の進捗状況を報告いただく場合があります。
- ※11 研究概要書(様式4)は、阪神高速道路㈱等のホームページ並びに広報誌等に掲載する場合があります。
- ※12 支出関係書類、領収書、銀行振込書、納品書等は、収支報告書(様式5)に添付不要ですが、申請者側の責において適切に保管願います。

13. 権利等の帰属

研究成果は、特に定めのない場合を除き助成対象者に帰属するものとします。ただし、阪神高速道路㈱等は、公益の目的その他のために当該研究成果を公表できるものとします。

14. 助成対象者による研究成果の発表等

次の各号に掲げる場合は、速やかに基金事務局へ報告をお願いします。なお、他の機関での研究成果の発表等に際しては、必ず「2024年度阪神高速若手研究者助成基金・助成対象研究」である旨を明記してください。

- 一 他の機関で、助成対象となった研究成果を発表する場合
公表方法、内容等を基金事務局に報告してください。
- 二 助成対象となった研究成果に関して特許等の出願をした場合
出願書類の写しを添えて基金事務局に報告してください。
- 三 助成対象となった研究成果に関して特許権等を取得した場合
特許公報等の写しを添えて基金事務局に報告してください。

15. 決定の取り消し等

助成対象研究に関し、次に掲げる事項が発生したときは、助成決定の全部または一部を取り消し、若しくはその決定内容を変更することがあります。なお、助成決定を取り消した場合は、交付した助成金について、期限を定めてその全部または一部を返還していただきます。

- 一 研究の内容に適合しない用途に充てられたと判断されるとき
- 二 助成決定の内容又はこれに付した条件に違反があったと判断されるとき
- 三 助成決定後の事情変更により、助成研究者が研究を行うことが困難となったとき

16. 事故等の届出

下記の各項目に該当する場合は、遅滞なく25基金事務局に届け出て、当基金の指示にしたがい対応してください。

- 一 研究が期間内に完了しないことが明らかになったとき
- 二 研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事案が発生したとき
- 三 所期の成果を収めることが困難になったとき

17. その他

応募及び研究成果の報告に係る書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計算法によるものとします。

応募及び研究成果の報告に係る書類の作成、提出に関する費用は、申請者の負担とします。
なお、提出された書類は返却しません。

18. 基金事務局(申請書提出先・問い合わせ先)

阪神高速若手研究者助成基金 事務局

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号・東亜ビル内
一般財団法人 阪神高速先進技術研究所 総務企画部企画課

電 話 : 06-6244-6030 (受付時間 平日 10:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

F A X : 06-6244-9612

Eメール : hit-info@hit.or.jp